

2月のFAXニュースで子や孫への教育資金の1,500万円贈与について解説させていただきました。先日このテーマに関して、実際に信託銀行で説明を受けてきました。多少重複する部分があるかもしれませんが、具体的な手続の方法などより詳細な解説をしていきたいと思っております。

制度の概要

子や孫に対し、一人につき教育資金を1,500万円まで非課税で生前贈与できる制度が新設されました。認められる期間は平成25年4月1日から平成27年12月31日までとなっております。すでに信託銀行でこの制度を利用した「教育資金贈与信託」という商品の取扱いが始まっています。信託銀行以外の通常の銀行でも取扱いを検討しているようですが、現時点では信託銀行のみでの取扱いになっているとのことです。

この制度は、祖父母が孫に将来の教育資金を一括して贈与することを想定しており、高齢者の財産をできるだけ早い段階で若い世代に移転することを目的としています。

贈与の対象者は直系の子や孫ですが、30歳の誕生日までが対象となります。

現行制度でも祖父母・親が必要に応じて子や孫にその都度、生活費や教育費を援助する資金については贈与税は課税されませんが、新制度のメリットは「早期」かつ「まとめて」贈与することが出来ることであり、相続税の節税も可能になります。一人に対して最大1,500万円まで非課税での贈与が可能なので、孫がたくさんいる場合は、それぞれの孫に贈与することによって、相当な金額の節税が可能になります。また、1人の孫に対し合計1,500万円の範囲であれば、贈与者は複数であっても適用を受けることができます。

具体的な手続の流れ

I 預け入れ資金の準備

まずは贈与資金を預け入れるために、申込をする信託銀行で贈与する方（贈与者）と贈与を受ける方（受贈者）の普通預金口座をそれぞれ開設します。その後、贈与者がその口座に最大1,500万円までの資金を入金します。入金がされると贈与者名義の口座から受贈者名義の教育資金贈与信託へと預け入れ、後日受贈者が学費などを支払った際に、受贈者の口座に支払われるといった流れになります。

ただし、信託銀行によっては、贈与者の資金を預け入れる際、口座を開設せずに、直接金銭を信託する場合や、受贈者側も学費などを支払った際に既に持っている指定の口座への振込を依頼するといった場合もあり、信託銀行によって手続の流れは異なるようなので、申込をお考えの場合は、一度信託銀行で説明を受けることをお勧めします。

預け入れる金額は最大1,500万円までですが、実際は300～500万円くらい預け入れる方が多いようです。

また、贈与者は資金を一度に預け入れる必要はなく、平成27年末までであれば、1,500万円までの範囲で何度でも追加預け入れが可能です。教育資金は選ばれる進路によって大きく金額も異なってくるかと思っておりますので、塾や習い事、海外留学、医学部への進学などで負担が増えることとなった場合にも対応できると思っております。

II 確認書類の準備

申込にあたって必要な書類は、戸籍謄本と本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）です。

戸籍謄本については、必ず贈与者が受贈者の直系尊属であることが確認できるものである必

要があります。例えば、祖父母から孫への贈与の場合は、父母の戸籍謄本を準備すれば良いことになります。

本人確認書類については、贈与者、受贈者の分は当然必要ですが、受贈者が未成年の場合には、父母等の親権者が法定代理人として教育資金贈与信託に係る手続を代わりに行うことになりますので、父母の本人確認書類も必要となります。

ただし、確認書類に関しても信託銀行によって若干の違いがある可能性もありますので、事前に問い合わせをお願いします。

申し込みの際には、教育資金の非課税を受けるための申告書を信託銀行を通じて税務署に提出しますが、この申告書は通常申込書類の中に一緒に入っているようです。また、贈与者からの預け入れ金額を追加する場合、受贈者の氏名・住所が変わった場合などは、再度この申告書の提出が必要になります。

Ⅲ 信託財産の払出

贈与者が預け入れた資金は、受贈者のからの請求に基づき払出されます。教育資金の支払いに充てたことを証明する領収書等（原本）を信託銀行に提出すると、その分の信託財産が受贈者に支払われます。その際、提出することのできる領収書等は支払日から1年以内のものに限られますので注意が必要です。また、振込払いが可能な信託銀行もあり、その場合は教育資金に係る請求書等を提出すると、信託銀行が支払手続まで行ってくれます。

また、年1回信託財産に関する報告書が送付されますので、信託財産からの払出金額や残額について確認して頂くことができます。

Ⅳ 教育資金の範囲

贈与税非課税となる教育資金の範囲は以下の通りです。

[教育機関]

- ・学校（幼稚園、小学校、中学校、高校、大学）
- ・保育所、認定こども園
- ・外国の教育施設（学校教育法に基づくもの）

- ・ 海外の日本人学校等

[費用項目]

入学金、授業料、入学試験料、学用品代、修学旅行費、学校給食費等

上記のものは、1,500万円まで非課税となります。また、上限1,500万円のうち500万円までは、塾や習い事など学校等以外の者に支払われる費用についても非課税の適用を受けることができます。

教育資金の範囲については、文部科学省が、ホームページに「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」を公表しております。同資料は、制度の背景、概要等を説明した後に、28問のQ&Aを掲載しており、今後も順次更新されることになっています。

Ⅴ 贈与税の取扱い

受贈者が30歳に達した場合、贈与者が信託銀行に預け入れた教育資金のうち使い残しの部分の金額について、贈与税が課されます。その残額については全て受贈者が30歳に達した年に贈与があったものとみなされます。したがって、一般の暦年贈与の110万円の基礎控除額もその年に1回しか控除することができないことになります。

仮に受贈者が30歳に達する前に贈与者が亡くなった場合でも、その贈与者の相続財産になることはなく、あくまで受贈者が30歳に達した時点で贈与があったものとして取扱います。このため、一旦この制度を利用して信託した財産については、相続時の財産から除外されることとなりますので、相続税の節税につながると言えます。この点がこの制度における一番の活用のポイントではないかと思われます。

ご利用を考えている場合には、当事務所の担当者までご連絡いただければ幸いです。

以上